

# 令和8年度(2026年度)

## 牛久市保育施設入園のご案内

### 目 次

保育施設とは	1
当初年齢について	1
認定について	1
1. 認定区分	1
2. 保育必要事由	2
3. 保育必要量	2
保育施設の入園申込みについて	3
【令和8(2026)年4月入園(1次)】	3
【令和8(2026)年4月入園(2次)】	3
【年度途中入園】【0歳児きょうだい予約入園】	4
申込みに必要な書類	5
(1)すべての方が必要な書類	5
(2)申込方法ごとにしてすべての方が必要な書類	5
(3)該当する方のみ必要な書類	6
申込書類記入上の注意	7
(1)「教育・保育給付認定申請書(2号・3号)」記入上の注意	7
(2)「施設入園申込書」記入上の注意	7～8
マイナンバーの記載と本人確認について	8
マイナポータルによる利用申込み(電子申請)について	9
保育施設入園基準	10
入園決定までの流れ	10
特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて	11
利用者負担額(保育料)について	11
利用者負担額(保育料)の減免について	12
幼児教育・保育無償化の範囲について	13
令和8(2026)年度牛久市利用者負担額(保育料)	14
利用者負担額(保育料)・保育園給食費の滞納について	15
延長保育について	15
入園後における取扱い・必要な手続き	15
現況届の提出	16
認定変更等の届け出	16
広域入所について	17～18
一時預かり保育	19
よくある質問 FAQ	20
ご相談窓口	21

牛久市保健福祉部こども局保育課

〒300-1292 牛久市中央3-15-1

TEL029-873-2111(内線 1764・1765)



「入園のご案内」は牛久市ホームページからもご覧いただけます

URL : <https://www.city.ushiku.lg.jp/page/page014343.html>

## 保育施設とは

○保育施設とは、保護者が就労、病気、出産などの事情により、お子さまを家庭で保育できないとき、保育の必要性の認定を受け、毎日一定の時間、保護者に代わって保育するところです。幼児教育の場として小学校入学準備のため、集団生活を体験させるためという理由では入園の対象とはなりません。

○市内の認可保育施設の申込受付や選考、入園の決定は牛久市が行います。

○**認可保育施設への入園は毎月 1 日となります。**（4月に入園する場合、入園式前であっても4月1日に入園となり、保育施設を利用することができます。）また、牛久市では、入園決定日より前のならし保育は行っておりません。入園後のならし保育は施設との調整により実施していただきます。

## 当初年齢について

○保育施設でのクラス年齢は、**当初年齢（令和8年4月1日現在の満年齢）**により決定されます。

※令和8(2026)年4月2日以降にお生まれの方は、令和9年度も0歳児クラスとなります。

生年月日	当初年齢
令和 8(2026)年4月2日 ~*	0歳児
令和 7(2025)年4月2日 ~ 令和 8(2026)年4月1日	1歳児
令和 6(2024)年4月2日 ~ 令和 7(2025)年4月1日	2歳児
令和 5(2023)年4月2日 ~ 令和 6(2024)年4月1日	3歳児
令和 4(2022)年4月2日 ~ 令和 5(2023)年4月1日	4歳児
令和 3(2021)年4月2日 ~ 令和 4(2022)年4月1日	5歳児
令和 2(2020)年4月2日 ~ 令和 3(2021)年4月1日	

## 認定について

保育園・幼稚園・認定こども園・地域型保育事業などを利用するには、市の認定「教育・保育給付認定」が必要です。

### 1. 認定区分

認可保育施設・認定こども園（保育部分）を利用する方は、年齢に応じて2号認定または3号認定を受ける必要があります。

区分	対象となる児童		利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	教育を希望	幼稚園、認定こども園（幼稚園部）
2号認定	満3歳以上	「保育必要事由」に該当し 保育施設での保育を希望	保育園、認定こども園（保育園部）
3号認定	満3歳未満		保育園、認定こども園（保育園部） 地域型保育事業（小規模保育施設等）

※年度の途中で3号認定から2号認定に切り替わる場合でも、当年度中のクラス年齢は変わりません。

## 2. 保育必要事由

入園を希望する期間に、「保護者それぞれが常時(月48時間以上(1日4時間以上かつ月12日以上))」、次のいずれかの事由に該当し保育が必要な状態にあることが必要です。

保育必要事由			認定期間・利用期間
1.	就労	家庭外・家庭内労働により保育ができないため。	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
2.	妊娠・出産	産前産後により保育ができないため。 ※就労中で入園希望月が産前産後期間にかかる場合、「妊娠・出産」での申込みとなります。育児休業利用理由による入園期間延長は認められません。 ※産前産後以外の事由でお申込みの方で入園できず、保留中に入園月が産前産後期間にかかる場合は、産前産後期間のみ入園となります。 ※継続して入園を希望する場合は、再度申込みが必要です。審査の結果、内定となった場合、継続可能となります。	出産予定日から起算して、8週間前の属する月初日から8週間を経過する翌日の属する月末まで
3.	疾病・障害	疾病、負傷、心身に障害があり、保育ができないため。	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
4.	介護・看護	同居の親族(長期入院を含む)を介護・看護(常時介護・常時看護が必要な場合)することにより保育ができないため。	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
5.	災害復旧	震災、風水害、その他災害により、復旧までの間保育ができないため。	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間
6.	求職活動	求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っていることにより保育ができないため。就労と求職を繰り返し、就労より求職期間が長い場合は保育の必要性がないと判断される場合があります。	申込月1日または内定月1日から <u>90日以内</u>
7.	就学	学校教育法第1条、同法124条、同法134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設または職業訓練校に在学しているため保育ができないため。 ※就労目的でない、趣味の講座やカルチャースクールは対象外。	卒業予定日・修了予定日まで
8.	その他	その他特別な事情により、保育が必要と認められる場合。	小学校就学前までの間で保育を必要とする期間

ご提出された書類をもとに審査し認定を行います。要件を満たさない場合認定できませんので、ご了承ください。

## 3. 保育必要量

- 保育必要量とは、「保育を利用できる時間の上限」のことです。ご利用は保育が必要な日・時間内に限ります。保育を必要とする事由や保護者の状況によって、次のいずれかに区分されます。
- 「就労」認定の場合、保育の利用が可能な時間は、「送迎時間 + 勤務時間（休憩時間含む）」となります。保護者のいずれかが「短時間」の利用に該当する場合、お子さまの保育必要量は「短時間」となります。

区分	保育を利用できる時間	保育必要事由		
標準時間	保育施設が設定する通常保育時間帯の <b>最長11時間内</b> での必要な時間	「就労」「介護・看護」「就学」 月 120 時間以上	「妊娠・出産」 「疾病・障害」 「災害復旧」 「その他」	
短時間	保育施設が設定する通常保育時間帯の <b>最長8時間内</b> での必要な時間	「就労」「介護・看護」「就学」 月 120 時間未満		「求職活動」 「育児休業*」

※「育児休業」認定は、入園後に育児休業を取得した場合に限ります。

## 保育施設の入園申込みについて

牛久市では認定の申請と同時に、認可保育施設の入園申込書を提出することができます。期限厳守となりますので、申込み期限は必ず守ってください。下記の受付期間を過ぎた場合は、次月申込み（扱い）となります。

### 【令和8(2026)年4月入園（1次）】

対象	◎牛久市内にお住まいの方
	◎牛久市に令和8年3月31日までに転入される予定の方
	◎保護者のいずれかが、牛久市内の認可保育施設に勤務する保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師である方 (市外在住含む)
	◎令和7年12月31日までに生まれる予定のお子さま（2次以降は出生後のお申込みとなります。） 申込み書類に、母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページのコピーを添付してください。
	◎異動理由がP15「別の園に異動を希望する場合」の「市内保育士」「きょうだい別園」「市外園」のいずれかに該当する方 P17~18「広域入所」は対象外です。

○広報うしく11月1日号および牛久市ホームページに募集内容が掲載されます。

○審査結果については、2月上旬に郵送で通知いたします。

○「転入予定者」は、申込書類のほか「転入先がわかる書類」の提出が必要です。P17「広域入所の手続き」をご確認ください。

#### [窓口受付]

期間：令和7（2025）年11月19日（水）・20日（木）・21日（金）・22日（土）

時間：午前9時から午後4時まで

場所：牛久市役所保育課（本庁舎1階）

・受付時は混雑が予測されるため、事前に申込書等の記入と必要書類の確認をお願いいたします。混雑緩和のため、可能な限り代表者1名でお越しください。

#### [マイナポータルによる受付]

期間：令和7（2025）年11月10日（月）午前9時から11月22日（土）午後4時まで

#### <留意事項>

・申請前に、P9「マイナポータルによる利用申込み（電子申請）について」を必ずご確認ください。

・通信障害・送信不能等による責任は一切負いかねますのでご了承ください。

・提出書類に不備・不足等がある場合や児童の健康状況等の聞き取り事項がある場合は、お電話等にてご連絡いたします。窓口受付締切日までに連絡がつかない場合や必要書類が揃わなかった場合、選考・利用調整において不利になることがあります。

#### [郵送受付]

期間：令和7（2025）年11月10日（月）から11月14日（金）まで ※締切日必着（消印有効ではありません。）

#### <留意事項>

・簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。

・郵便が保育課入園担当へ到着した日を申請日として取扱います。郵便事故等の責任は一切負いかねますのでご了承ください。

・児童の健康状況調査票に聞き取り事項や、提出書類に不備・不足等がある場合は、お電話等にてご連絡いたします。窓口受付締切日までに連絡がつかない場合や必要書類が揃わなかった場合、選考・利用調整において不利になることがあります。

＜宛先＞ 〒300-1292 茨城県牛久市中央3-15-1 牛久市保健福祉部こども局保育課 入園担当

### 【令和8(2026)年4月入園（2次）】

○受入見込み人数は、1月下旬から2月上旬に牛久市ホームページに掲載されます。

○審査結果については、2月下旬に郵送で通知いたします。

○転入予定のない市外からのお申込み・異動希望（1次対象外）は、2次からの選考対象となります。

#### [窓口受付]

締切：令和8（2026）年2月10日（火）午後5時

#### [マイナポータルによる受付]

期間：令和8年度4月入園（1次）受付期間終了から令和8（2026）年2月10日（火）午後5時まで

#### [郵送受付]

締切：令和8（2026）年2月10日（火）※締切日必着（消印有効ではありません。）

## 【年度途中入園】

○各月受入見込人数は、締切日の前月 20 日頃に、牛久市ホームページに掲載されます。

○審査結果については、締切日の属する月の下旬に郵送で通知いたします。

[窓口受付]

締切：入園希望月の前月 5 日（土・日・祝日の場合は直前の平日）

（例：令和 8（2026）年 6 月入園の申込締切：令和 8（2026）年 5 月 1 日（金））

[マイナポータルによる受付]

期間：前月受付期間終了 から 締切日午後 5 時 まで

[郵送受付] ※原則、「転入予定者」のみ。

締切：入園希望月の前月 5 日（土・日・祝日の場合は直前の平日） ※締切日必着（消印有効ではありません。）

<留意事項>

・初回審査で保留となった場合、取下げがない限り、**当該年度は翌月以降も自動的に選考対象となります（3 月入園分まで）。**

・保留通知は初回のみ通知し、翌月以降の選考結果については、内定となった場合のみ通知いたします。

・選考中における保留通知の発行を希望する場合は、保育課窓口へ「証明願」をご提出ください。発行には申請より 1 週間程度かかります。

・保留中に利用を希望する施設を変更する場合や入園申込を取り下げる場合は、前月 5 日までに書類を提出してください。

## 【0歳児きょうだい予約入園】

令和 8 年度中において、すでにきょうだいが市内保育施設に在園している 0 歳児のお子さまの予約入園制度です。

1 歳のお誕生日の前日まで育児休業法に基づく育児休業を取得し、年度の途中からでもできる限りきょうだいが同じ施設に通えるよう、安心して育児休業を取得していただき、スムーズに職場へ復帰できることを目的としています。

対象	①から④のすべての要件を満たす、 ・市内在住（転入予定・転出予定 除く）の方 ・保護者（市外在住含む）が市内の認可保育施設に勤務する保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師の方
	①出生届を提出したお子さま ②育児休業法に基づく育児休業を取得中（または取得予定）の方。※自営業、フリーランスの方は対象外。 ③令和 8（2026）年 12 月までの 1 歳のお誕生日までに職場復帰する方。 ④入園希望月において、すでにきょうだいが市内認可保育施設（保育園部）に在園している方。

○対象年齢：0 歳児のみ

○対象期間：令和 8（2026）年 6 月から 12 月までの入園 ※復帰月の早い方から入園の利用調整（選考）を行います。

○令和 8（2026）年 4 月の入園状況により、対象施設および受入見込人数が決定します。※必ずしも全施設が対象とは限りません。

詳細は、3 月以降に牛久市ホームページに掲載されます。

[窓口受付]

締切：令和 8（2026）年 4 月 3 日（金）午後 5 時

[マイナポータルによる受付]

期間：令和 8 年度 4 月入園（2 次）受付期間終了 から 令和 8（2026）年 4 月 3 日（金）午後 5 時 まで



<留意事項>

・復職後 2 週間以内に「復職証明書」の提出が必要です。提出が無い場合及び復職先が申込み時と相違していた場合は、退園となります。

・内定後の退職や転職は内定取消となります。

・派遣社員の方は、休業前の派遣元と雇用契約を維持し、就労証明書に記載された派遣先の就労時間を確保できる場合に限ります。

## 申込みに必要な書類（※育児休業給付金等のために書類のコピーが必要となる方は、提出前に必ずご準備ください。）

### (1) すべての方が必要な書類

**保育を必要とする証明書等** …※保育の必要な事由により提出する書類が異なります。保護者それぞれの証明書等が必要です。

保育必要事由 (P2 参照)		証明書等 【有効期間は、申請時において証明日より3ヶ月以内】	添付書類
<b>就労</b>	事業（農業）専従者 ・家族従業者・内職等	『就労証明書』 [就労先・事業（農業）主・発注者に作成されたもの]	※添付書類なし
	自営業主 (事業主)	『就労証明書』 [自営業主（事業主）が作成したもの]	<ul style="list-style-type: none"> <li>●個人事業主➡「直近の税申告書1表2表」のコピー ただし、事業所得額0円の場合は、「青色申告決算書」、または「収支内訳書」のコピー</li> <li>●事業開始初年度の場合は、下記いずれかのコピー</li> <li>・開業届</li> <li>・登記事項証明書・営業許可証</li> <li>・事業の名称・所在地・内容がわかるパンフレットやホームページ</li> <li>・請負契約書</li> <li>・認定農業者認定証等</li> </ul> <p>●法人➡源泉徴収票のコピー</p>
<b>疾病</b>		『申立書（疾病・障害）』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「診断書※」のコピー</li> <li>・障害者（療育）手帳等の各種手帳のコピー（お持ちの方のみ）</li> </ul>
<b>障害</b>		『申立書（疾病・障害）』	「障害者（療育）手帳」のコピー
<b>介護</b> (同居家族の病気・介護等)		『申立書（介護）』	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「介護を受けている方の診断書※」のコピー</li> <li>または「障害者（療育）手帳」のコピー</li> </ul>
<b>出産</b>		『申立書（出産）』	「母子健康手帳の表紙及び出産予定日のページ」のコピー
<b>就学</b>		「在学証明書」 [学校に発行されたもの]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「カリキュラム・時間割表等」のコピー</li> <li>・「卒業（見込）日・修了日の確認ができるもの」のコピー</li> </ul>
<b>求職活動</b> (起業準備を含む)		『就労予定誓約書』	※添付書類なし

※診断書には、「病名・症状・治療に要する期間・児童の保育ができない状況かどうか」の診断内容について記載を依頼してください。

- 利用調整（選考）の参考するために、児童と同一住所に居住する18歳から65歳未満の方（別世帯・別棟含む）も、保育に欠ける証明書（就労証明書等）がある場合はご提出ください。提出がない場合は減点の対象となります。
- 上記事由に該当しないお申込みの場合は、保育課までお問い合わせください。

### (2) 申込方法ごとにすべての方が必要な書類(①または②) ※児童1人につき1枚ご用意ください。

記入にあたっては、P7～8「申込書類記入上の注意」をご覧ください。書類の写しが必要となる方は、提出前に必ずご準備ください。

① 紙で申し込むすべての方が必要な書類	② 電子申請で申し込むすべて方が必要な書類
<p>（※便宜上、窓口配布の用紙は上3点をA3両面1枚としています。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・『教育・保育給付認定申請書（2号認定・3号認定）』</li> <li>・『保育施設利用申請に係る同意書および申出書』</li> <li>・『施設入園申込書』</li> <li>・『児童の健康状況調査票』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『祖父母の状況調査票（電子申請用）』</li> </ul>

(3) 該当する方のみ必要な書類

世帯の状況等	添付書類	
離婚調停中（住民票上、別住所である）の方	裁判所の調停事件係属証明書、または調停期日呼出状のコピー	
同居家族に障害者の方がいる方	障害者手帳等のコピー	
就学前の きょうだいが 幼稚園（認定こども園幼稚園部含む） に入園が決まっている方	在園（予定）証明書、または入園決定書 ※各施設様式	
就学前の きょうだいが 特別支援学校幼稚部・児童心理治療施 設通所部・児童発達支援・医療型児童 発達支援・居宅訪問型児童発達支援・ 企業主導型保育事業 利用中または利用が決まっている方	在籍証明書、または施設利用の開始が決まっていることがわかる資料 (内定通知や入園料の領収書等のコピー)	
令和8年4月から 令和8年8月の 利用者負担額	<b>令和6（2024）年1月から12月までの</b> ①海外勤務期間中の所得額・控除額等が分かる書類 (例：会社発行の給与支払い証明書、給与明細等) ②国外で無収入の場合は無収入を証明する書類 上記①または②のいずれかのコピー ※外国語で記載されている証明書類については、その和訳文を添付してください。	
令和7(2025)年 1月1日現在の住所が (※父母祖父母、児童と同一住所 に居住するすべての方が対象)	<b>牛久市外の方</b> 情報連携により課税状況等を 保育課で確認させていただきます。 ただし確認（取得）が出来なかつた場合は右欄の提出 を求めることがあります。	<b>令和7年度証明（令和6年1月から12月までの収入に係る証明）</b> ①住民税課税証明書（または非課税証明書） ②住民税特別徴収税額の決定通知書[給与天引きの方] ③住民税計算明細書[納税通知書の方] 上記①から③のいずれかのコピー ※令和7年1月1日現在の住所地で発行
令和8年9月から 令和9年3月の 利用者負担額	<b>海外勤務期間等により 国外に居住していた方</b> (日本で課税されていない方)	<b>令和7（2025）年1月から12月までの</b> ①海外勤務期間中の所得額・控除額等が分かる書類 (例：会社発行の給与支払い証明書、給与明細等) ②国外で無収入の場合は無収入を証明する書類 上記①または②のいずれかのコピー ※外国語で記載されている証明書類については、その和訳文を添付してください。
令和8(2026)年 1月1日現在の住所が (※父母祖父母、児童と同一住所 に居住するすべての方が対象)	<b>牛久市外の方</b> 情報連携により課税状況等を 保育課で確認させていただきます。 ただし確認（取得）が出来なかつた場合は右欄の提出 を求めることがあります。	<b>令和8年度証明（令和7年1月から12月までの収入に係る証明）</b> ①住民税課税証明書（または非課税証明書） ②住民税特別徴収税額の決定通知書[給与天引きの方] ③住民税計算明細書[納税通知書の方] 上記①から③のいずれかのコピー※令和8年1月1日現在の住所地で発行
※書類の未提出や未申告により市区町村民税が不明の場合は、利用者負担額（保育料）を最高階層として決定いたします。		
<b>口座振替</b>  0～2歳児 利用者負担額（保育料）	<b>新規に口座振替を お申込みの方</b> <b>①または②のお申込み方法があります</b> ①「口座振替依頼書」…保育課窓口にて取得できます。 ②「Web 口座振替受付サービス」…詳細は QR コードをご参照ください。  <b>Web 口座振替受付サービス（8機関）</b> お申込み方法は、牛久市ホームページをご覧ください。 一部ご利用いただけない金融機関がございます。 <a href="#">[『Web 口座振替受付サービス(利用者負担額(保育料))について』]</a>	
在園きょうだいと同じ口座 での振替をご希望の方	『保育料口座振替にかかる申立書』 …ごきょうだいの口座振替税目が「保育料」で登録されている方のみ対象となります。 保育課窓口または牛久市ホームページにて取得できます。	
3～5歳児 保育園給食費	内定後、各施設様式にてお手続きください。	
電子申請で申し込む方で減点に同意する方	『育児休業延長の許容による減点同意書（電子申請用）』	

## 申込書類記入上の注意

※鉛筆や消えるペンでの記入はしないでください。児童 1 人につき 1 枚ご用意ください。

### (1) 「教育・保育給付認定申請書（2号認定・3号認定）」記入上の注意

- 『認定を希望する理由』には、□認可保育施設への入園申込のため、□企業主導型保育施設の利用（予定）のため、のいずれかに□を記入してください。企業主導型保育施設利用（予定）の方は、施設名と認定開始希望日を記入してください。
- 『申請子ども氏名』には、認定申請するお子さまのお名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日を記入し、性別・障害者手帳等の有無には該当する□に□してください。
- 『保護者 1(申請者)』には、認定申請するお子さまの保護者(兼申請者)のお名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・連絡先を記入し、続柄・保育必要事由の該当する□に□（※□その他の場合は、備考欄に内容を記入）、住所を記入してください。
- 『保護者 2』には、保護者 1 と□同居□別居のいずれかに□し、続柄・保育必要事由には、該当する□に□（※□その他の場合は、備考欄に内容を記入）、お名前・フリガナ・個人番号(マイナンバー)・生年月日・連絡先を記入してください。保護者 1 と□別居の方は、保護者 2 住所(保護者 1 と別居の場合のみ記入)に住所を記入してください。
- 「保護者の連絡先」については、日中連絡のとれる電話番号を記入してください。
- 『申請子どもと保護者以外の同居（世帯分離を含む）世帯員』には、同居の祖父母やきょうだい等の状況を記入してください。生計同一の別居家族は、別居の欄に記入してください。
- 『世帯状況』には、各項目の□有または□無に□し、□有の場合は内容を記入してください。

### (2) 「施設入園申込書」記入上の注意

- 『申込児童』の欄は、入園を申し込むお子さまのお名前・フリガナ・生年月日・入園を希望する年度の 4 月 1 日現在の年齢を記入してください。「認定者番号」は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号及び認定最終日を記入してください。受けていない場合は記入不要です。

(1) 『利用を希望する施設名』は、空きの有無にかかわらず通える範囲で希望する順位に従い施設名を記入してください。

「きょうだい同時申込みの場合の入園方法」は該当する□に□してください。

同園同時	<u>きょうだいが同じ園に、同じ月からの入園を希望</u> きょうだいのうち 1 人の児童が保留になった場合、もう 1 人の児童の募集に空きがあったとしても、児童 2 人とも保留となります。
別園同時	<u>きょうだいで園が別であっても、同じ月からの入園を希望</u> きょうだいのうち 1 人の児童が保留になった場合、もう 1 人の児童の希望園に募集の空きがあったとしても、児童 2 人とも保留となります。きょうだいが同じ月に入園できるまで保留となります。
同園時期別	<u>きょうだいで同じ園へのみ入園を希望し、募集に空きがあった児童から先に入園を希望</u> きょうだいのうち 1 人の児童が内定し、もう 1 人の児童が保留になった場合、翌月以降は先に内定した児童の園のみ審査を行います。
別園時期別	<u>きょうだいで別の園、別の月からの入園を希望</u> 申請書に記載された希望順位に従って審査を行い、希望園の募集に空きがあった児童から入園となります。

(2) 『利用を希望する期間』は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設の利用を希望する期間を記してください。

(3) 『入園を希望する児童の現在（申込時）の保育状況』は、該当箇所に○、さらにその内容を□または記入してください。

(4) 『過去の集団保育利用』は、□あり、□なし、のいずれかに□し、□ありの場合は、利用施設名称とその所在市区町村を記入してください。

(5) 『父または母が不存在の方の記入欄』は該当する方のみ記入してください。理由のいずれかに図し、その時期や住所を記入してください。離婚または未婚であっても、事実上の配偶者※がいる場合は、原則ひとり親とはみなしません。

失踪…捜索願の届出が出ている場合のみ

拘留…拘留中であることを証明する書類の添付が必要です。

離婚調停中…別居中で、調停期日呼出状などのコピー等、調停中であることを証明する書類の添付が必要です。

未婚…婚姻をしたことがないことをいいます。

※事実上の配偶者…「住民票上同一住所地にいるパートナー」または「住民票上同一住所地にいなくとも実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問と生計の補助があるパートナー」のこと。

(6) 『住民票所在地』は、直近2年間の1月1日時点の住民票所在地を市区町村名まで記入してください。

(7) 『祖父母の状況』は、入園希望月1日時点の満年齢を記入し、別居者の場合は住所を市区町村名まで記入してください。

## マイナンバーの記載と本人確認について

施設利用にあたって提出する教育・保育給付認定申請書には、マイナンバーの記載が必要です。利用者負担額の算定、副食費免除判定のため、マイナンバーより情報照会をする場合があります。申請書へマイナンバーを記載する場合は、予め他の世帯員に利用目的を説明し、同意を得てください。申込書類提出の際には、次の書類をご準備ください。

### 1. 保護者が申請する場合

#### マイナンバー確認のための書類（いずれか1つ）

- ①マイナンバーカード（裏面） ②マイナンバーが記載された住民票のコピー

（例：母（一般世帯）が窓口で申請する場合、母・児童分を持参。父分のコピーを添付。）

### 2. 保護者以外の「代理人」が申請する場合（親族等）

#### 2-1.各保護者・児童分のマイナンバー確認のための確認する書類（いずれか1つ）

- ①マイナンバーカード（裏面） ②マイナンバーが記載された住民票のコピー

#### 2-2.「委任状」

#### 2-3.「代理人」の身元を確認する書類

次に掲げる書類のうちいずれか1つによる確認

- ①マイナンバーカード（表面）  
②運転免許証  
③住民基本台帳カード（写真付きのもの）  
④パスポート  
⑤身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳  
⑥在留カード、特別永住者証明書

左記①～⑥による確認が困難な場合は、次に掲げる書類

- 2つ以上による確認（⑦～⑩の組み合わせが必要）  
⑦被保険者証、組合員証（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、介護保険、共済組合）  
⑧児童手当証書、特別児童扶養手当証書  
⑨年金手帳  
⑩学生証（写真付きのもの）

（例：祖母が代理で窓口申請を行う場合、父・母・児童分のコピーを添付（一般世帯）。祖母の上記2-3を持参。）

## マイナポータルによる利用申込み（電子申請）について

マイナンバーカードを利用したマイナポータル（ぴったりサービス）により、利用申込みができます。

※締切までに必要書類が揃わない場合、受付できませんのでご注意ください。

※認可外保育施設・幼稚園・認定こども園の1号のお申込みは、対象外です。施設に直接お申し込みください。

※転入予定のない市外にお住まいの方（広域入所）は対象外です。

### 【受付期間】（※受付期間外に受理した場合、入所希望月の翌月からの入所選考となります。）

#### ○【令和8（2026）年4月入園（1次）】

期間：令和7（2025）年11月10日（月）午前9時から11月22日（土）の午後4時まで

#### ○【その他（令和8（2026）4月入園（2次）・年度途中入園・0歳児きょうだい予約入園）】

期間：申込締切日の午後5時まで

### 【電子申請に必要なもの】

1. マイナンバーカードおよび暗証番号
2. インターネットに接続できるパソコン+ICカードリーダライタ（マイナンバーカード対応のもの）
3. マイナンバーカード対応のスマートフォン
4. 母子手帳（出産等の状況・児童の健康状況を入力する項目があります。）
5. P5~6「申込みに必要な書類」（PDFファイル、書類を撮影した写真データなど）

### 【手続きの手順】

- ① マイナポータルにログイン
- ② 茨城県牛久市の手続きメニューより、「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を選択
- ③ 必要項目を入力
- ④ 該当の書類を電子データで添付



マイナポータルはこちら

### 【電子申請の際の注意事項】

- ・「入園のご案内」をすべてお読みになり、内容をご理解・同意いただいたものとして申請を受け付けいたします。
- ・利用希望保育施設は、第5希望までが選考対象です。
- ・きょうだい同時申込みの場合、希望する入園方法は、項目「兄弟姉妹の組み合わせ」のみ選考対象です。項目「2.同時期別園の場合内定園の条件」～「上記以外の希望条件」は、対象外です。
- ・添付書類の不備または不足がある状態での申請はお控えください。万が一、申請内容に不備がある場合・添付データに不足がある場合・添付データが不鮮明であった場合には、電話等にてご連絡いたします。
- ・不足書類等については、窓口申請の受付締切までに必ず提出してください。不足書類の提出がない場合や認定事由に該当しないと判断された場合、利用調整の減点または対象外となる場合があります。
- ・P6「該当する方のみ必要な書類」のうち、『育児休業延長の許容による減点同意書』は、対象の入所選考において、希望する保育所等に入所できない場合に育児休業延長も許容できるため利用調整の減点に同意する方が対象です。
- ・申込み受付期間外に電子申請をした場合、入所希望月の翌月からの入所選考となります。
- ・電子申請には入力所要時間30分程かかります（目安）。入力中に一定時間操作がない場合等、入力情報が失われる場合があります。入力を一時中断する場合等には入力中の申請データをダウンロード・保存してください。
- ・通信障害・送信不能等による責任は一切負いかねますのでご了承ください。

<操作についてのお問い合わせ>

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

## 保育施設入園基準

入園の選考にあたっては、以下の基本点・調整点をもとにした点数と優先順位をもとに、総合的に判断します。下記以外にも個別の状況に応じて判断します。基準について、詳細は別紙入園基準表（公開用）をご覧ください。

### 【基本点】

点数	就労時間・日数 就学時間・日数	保護者の 疾病・障害・介護	その他
高い  低い	長い・多い  短い・少ない (1日4時間及び月12日未満は入園不可)	治療に要する期間が長い・ 程度が重い  治療に要する期間が短い・ 程度が軽い	保育の必要性が高い  保育の必要性が低い

### 【調整点】

加点：世帯状況（ひとり親・生活保護・里親・身障・単身赴任）、父母のいずれかが保育士等であること など

減点：内定辞退・滞納・育休園長の許容による減点に同意 など

### 【優先順位】

合計点・施設の希望順位が同一の場合、以下の基準を比較します。

優先順位	内容
高い  低い	保護者の・就労時間・勤務地、及び祖父母の居住地・状態
	保育を期待できる祖父母以外の同居人がいる
	家計の主宰者の経済的状況
	滞納がある

## 入園決定までの流れ

### 1. 申込み（認定申請・入園申込）

牛久市役所保育課（本庁舎1階）に必要書類を揃えて、入園希望月の締切日までにお申し込みください。

### 2. 利用調整（選考）

保育施設入園基準に基づき、保育の必要性が高いお子さまから選考します。第1希望園に内定できない場合、順次第2～5希望園について選考いたします。**長期間入園待ちとなっていることや申込みの順番は、入園の可否に関係ありません。**

### 3. 結果

選考の結果（入園内定通知または保留通知）は、締切日の属する月の下旬に郵送で通知いたします。認定された方には、併せて支給認定証をお送りします。支給認定証は、一時預かりなどのご利用の際に提示を求められることがありますので紛失しないようご注意ください。

### 4. 健康診断・面接（内定施設には、親子でお越しください。）

入園内定通知に記載された期日までに内定施設に電話し、日程調整のうえ、健康診断と面接を受けていただきます。

※食物アレルギー等のお子さまは、医師の指示内容が詳細に記載された書類等の提出が必要となりますので、園の担当者にお問い合わせください。  
発育・発達等でご心配のあるお子さまは、P11「特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて」を参照ください。

### 5. 入園決定

健康診断・面接で集団保育が可能と認められたときは、入園承諾書を発送いたします。集団保育が不可能な場合、又は面接等で虚偽の内容があった際は、入園の承諾（内定）を取り消しといたします。

また、入園を辞退する場合は、入園承諾月の前月末までに、内定辞退・申込取下を行ってください。

※再度入園申込みを希望する場合、年度内は減点の対象となり、施設入園申込書等の再提出が必要です。

## 特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまについて

### 【特別な配慮が必要な可能性のあるお子さまとは】

○障害者手帳等の交付や診断の有無にかかわらず、行動・言葉・身体・情緒的・医療的な面等で支援が必要になる可能性のあるお子さまをいいます。発達がゆっくりなお子さまや眼鏡や補聴器・補装具等の脱着や管理が必要なお子さまも対象となります。ご家庭での状況とは異なり、保育施設では集団行動（生活）を伴う場となるため、お子さまの発達や状態に合わせた配慮が必要となる場合があります。

○保育施設に空きがあっても、面接等の結果でお子さまを安全にお預かりできないと判断した場合は、受入体制が整うままでお待ちいただく場合があります。

○申込みをする前に、希望する施設に見学・相談をすることをおすすめいたします。

## 利用者負担額（保育料）について

○利用者負担額（保育料）は当該月1日に在籍している児童に対して算定いたします。月途中で退園した場合や、1日も登園しない場合であっても、当該月1日に在籍している場合には、全額発生いたします。

利用者負担額（保育料）は、保護者（下記【祖父母同居世帯で家計の主宰者を父母以外の者とする基準】参照）の市民税額により決定いたします。

○公立・私立保育園・認定こども園・小規模保育園、いずれもP14「牛久市利用者負担額基準額表」に基づき算定します。

○4月から8月分までは前年度の市民税額を基に、9月から3月分までは当年度の市民税額を基に決定します。

※世帯構成の変更により、多子世帯軽減内容(P12)に変更が生じる場合も、利用者負担額が変更となります。

4月	8月	9月	3月
前年度賦課の市民税額		当年度賦課の市民税額	
に基づく利用者負担額（保育料）		に基づく利用者負担額（保育料）	

○なお、利用者負担額（保育料）決定の際、市民税額の算出においては住宅取得特別控除・寄附金税額控除・配当控除・外国税額控除などの税額控除の適用は受けられません。

### 【祖父母同居世帯で家計の主宰者を父母以外の者とする基準】

#### 1. 家計の主宰者の範囲

父母、または同居する児童の祖父母（同住所地で世帯分離している世帯を含む。）

#### 2. 父母の収入の種類（所得税法に課税所得と規定されているものの他、①～③）

①児童扶養手当

②養育費（ただし、収入額及び支払者が明らかな証拠をもって証明される場合に限る。）

③その他上記収入に類する収入と認められるもの

#### 3. 父母が次のいずれかに当てはまる場合には、祖父母の収入を調査し、家計の主宰者の範囲のなかで、最も収入金額が高い者を家計の主宰者とし、当該主宰者の市民税額を父母の市民税額と合算して、利用者負担額（保育料）を算定します。

（1）父母又は児童が、祖父母のいずれかの健康保険の扶養家族となっている。

（2）利用者負担額を算定する基準となる年において、父母又は児童が、祖父母のいずれかの税の扶養（16歳未満の扶養親族として住民税の届出をしている場合を含む。）となっている。

（3）利用者負担額を算定する基準となる年の収入が、父母合計で100万円未満である（ひとり親の場合も準用する）。

なお、年途中から就労を開始し、算定時に当該就労が3箇月以上継続しており、就労後の平均収入が月額83,000円以上であれば年間収入100万円以上とみなす。ただし自営業（農業含む）を営む世帯で父母以外の者が事業主で、父母が事業専従者となっている場合は、事業主を家計の主宰者とする。

（4）離婚及びこれに準ずる理由により祖父母との同居を開始した場合には、同居開始時において直近3箇月の平均収入が月額83,000円未満である。

## 利用者負担額（保育料）の減免について

### (1) 利用者負担額（保育料）の減免

次の i ii iii いずれかの世帯で、利用者負担額（保育料）の認定階層が、【表 1】の階層に該当する場合は、申請に基づき利用者負担額（保育料）が免除または減免されます。

#### i. ひとり親世帯

◎母子及び父子並びに寡婦福祉法第 6 条第 1 項及び第 2 項に規定する、配偶者のない女子及び男子で現に児童を扶養している者の世帯

#### ii. 在宅障害者(児)のいる世帯

◎身体障害者福祉法第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

◎療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者

◎特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金障害基礎年金等の受給者

◎精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

#### iii. その他の世帯

◎生活保護法に定める要保護者等で、特に困窮していると市長が認めた世帯

【表 1】

階層	市民税の課税内容	利用者負担額（保育料）
第 3 (A)	市民税均等割額のみ	(利用者負担額 - 1,000 円) × 1/2
第 3 (B)	所得割課税額 48,600 円未満	
第 4 (A)	所得割課税額 70,000 円未満	利用者負担額 × 1/2
第 4 (B)	所得割課税額 97,000 円未満のうち 所得割課税額 77,100 円以下の世帯	0 歳児～2 歳児 9,000 円

### (2) 多子世帯に対する軽減策

○小学校就学前の範囲内に保育園や幼稚園を同時に利用する子どもが 2 人以上いる場合、

最年長の子どもを第 1 子、その下の子を第 2 子、第 3 子…と数え、第 2 子は半額、第 3 子以降は無償となります。

※下記に該当する場合は、きょうだいが小学校就学後も軽減対象となります。

対象階層	範囲
第 3 階層(A)～第 4 階層(A)（市民税所得割額 57,700 円未満の世帯） ※ひとり親等世帯等 (1) i, ii, iii は、 第 4 階層(B)（市民税所得割額 77,100 円以下のもの）まで 2 人目も無料	きょうだいの 年齢は問わない



## 幼児教育・保育無償化の範囲について

令和元年10月から、3歳児クラスから小学校就学前までと、2歳児クラス以下の住民税非課税世帯の子どもに対する幼児教育・保育の利用料が無償化となりました。

### 【保育料の無償化】

○ 3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。

当初年齢	令和元年10月～	
3～5歳児	保育料無償	
0～2歳児	市民税非課税世帯	保育料無償化対象外
	市民税課税世帯	

○多子世帯に対する軽減策は、兄姉の保育料が無償化されても現行（第2子半額、第3子無償）どおり続きます。

○0～2歳児については、毎年9月に市民税額をもとに行う利用者負担（保育料）の切り替えにあわせ、再算定を行います。その結果、市民税非課税世帯から外れた場合、利用者負担額（保育料）が生じることとなります。また、世帯状況や市民税額が変更となった場合は、再度算定し、利用者負担額が生じる場合があります。

### 【保育園給食費について】

保育施設の給食の提供にかかる費用（保育園給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育施設を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります（主食…ごはん・パン等、副食…おかず・おやつ）。

当初年齢	令和元年10月～
3～5歳児	主食代(または現物持参)・副食費をまとめて <u>直接施設にお支払い</u>
0～2歳児	主食代・副食費は保育料の一部として負担

### 【3～5歳児の副食費徴収免除対象者について】

○次の①②いずれかに該当する場合、副食費免除対象となります。

①世帯の市民税所得割額合算額が以下の金額であること

ア) 57,700円未満

イ) ひとり親世帯または障害者のいる世帯 77,101円未満

②第3子以降の子ども

世帯年収に応じて第3子のカウント方法が異なります。

(P12「多子世帯に対する軽減策」参照)

○保育部と幼稚園部では免除の要件が異なります。保育料と同様に毎年4月と9月に切り替えとなります。



## 令和8（2026）年度牛久市利用者負担額（保育料）

### 【牛久市利用者負担額基準額表】（上段：保育標準時間認定・下段：保育短時間認定）

各月初日在籍する保育認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額)				
階層区分	定義	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児以上
第1	生活保護法による被保護世帯・里親世帯・小規模住居型事業養育事業を行う者	0円	0円	0円	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
第3 (A)	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)	7,800円 7,600円	7,000円 6,800円	6,000円 5,800円	0円	0円
第3 (B)	所得割課税額 48,600円未満	10,000円 9,800円	9,000円 8,800円	8,000円 7,800円	0円	0円
第4 (A)	所得割課税額 70,000円未満	13,000円 12,700円	12,000円 11,700円	11,000円 10,800円	0円	0円
第4 (B)	所得割課税額 97,000円未満	23,700円 23,200円	21,000円 20,600円	20,000円 19,600円	0円	0円
第5 (A)	所得割課税額 125,000円未満	34,000円 33,400円	28,000円 27,500円	25,000円 24,500円	0円	0円
第5 (B)	所得割課税額 169,000円未満	38,000円 37,300円	33,000円 32,400円	29,000円 28,500円	0円	0円
第6	所得割課税額 301,000円未満	42,000円 41,200円	37,000円 36,300円	33,000円 32,400円	0円	0円
第7	所得割課税額 397,000円未満	45,000円 44,200円	40,000円 39,300円	36,000円 35,300円	0円	0円
第8	所得割課税額 397,000円以上	48,000円 47,100円	43,000円 42,200円	39,000円 38,300円	0円	0円

### 【令和8（2026）年度納入期限・口座振替日一覧】

	納期限	口座振替日		納期限	口座振替日
4月分	4月30日	4月27日	10月分	11月2日	10月26日
5月分	6月1日	5月26日	11月分	11月30日	11月26日
6月分	6月30日	6月26日	12月分	12月28日	12月28日
7月分	7月31日	7月27日	1月分	2月1日	1月26日
8月分	8月31日	8月26日	2月分	3月1日	2月26日
9月分	9月30日	9月28日	3月分	3月31日	3月26日

利用者負担額（保育料）、公立保育園給食費の納入期限は毎月末（12月は除く）となっております。また、口座振替の場合は**26日**が振替日となります（いずれも、土・日・祝日の場合は翌平日）。

通帳には、利用者負担額（保育料）は「ウシクシホイクエンホイクリヨウ」、公立保育園給食費は「ウシクシホイクエンキユウショクヒ」と印字されます。※金融機関により表示文字数が異なります。

## 利用者負担額(保育料)・保育園給食費の滞納について

- 利用者負担額(保育料)・保育園給食費は、保育施設の運営やサービスの向上にあたり必要不可欠な料金です。
- 保育施設新規・異動の申込みにおいて、利用者負担額(保育料)・保育園給食費を滞納している世帯における児童の申込みについては、入園を選考する上で不利となる場合があります。
- 利用者負担額(保育料)を滞納した場合、**財産（不動産、預金、給与など）差押等滞納処分の対象**となりますので、必ず期限内に納付してください。

## 利用者負担額(保育料)・保育園給食費滞納に対する児童手当の取り扱いについて

利用者負担額(保育料)・保育園給食費に滞納がある場合には、支払われる児童手当から利用者負担額(保育料)を納付していただきます（2011年10月改正子ども手当法）。利用者負担額(保育料)等の滞納に児童手当を充てることなく、必ず期限内に納付いただきますようお願いいたします。

## 延長保育について

就労時間等の関係で、やむを得ず施設が定めた保育時間を超えて利用しなければならない場合は直接保育施設へご相談ください。延長保育時間・延長保育料（無償化の対象ではありません）は施設ごとに異なります。

公立保育園	入園内定あるいは決定後、延長希望日の5日前までに各保育園に申請が必要です。手続き等については入園する保育園にお問い合わせ下さい。
私立保育園・認定こども園 小規模保育園	直接施設にお問い合わせください。

## 入園後における取扱い・必要な手続き

### 【入園後に出産して育児休業を取得する場合】

- 入園後に**次子**が誕生し育児休業を取得する場合、入園中の児童が継続して入園できる期間は、**誕生した子が1歳の誕生日を迎える月まで**です（育児休業を1年以上取得する場合は、前述した月の末日で退園となります）。
- 誕生した子が1歳の誕生日を迎える月の保育園の入園を申し込み、入園が出来なかった場合のみ、当該年度（3月末日）まで入園することが出来ます。出産に伴って退職した場合は、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日に退園となります。

### 【別の認可施設に異動を希望する場合】

『異動願』を保育課に提出してください。異動希望保育施設に空きがない場合、異動はできません。異動者は、利用調整（選考）において決定いたします。異動理由および審査の優先順位は次のとおりです。④～⑥の優先順位は、内容により変動します。

優先度	異動理由
高い 	<p>①「市内保育士」…保護者のいずれかが次に該当し、異動を希望するため。 [市内認可保育施設に勤務する保育士・幼稚園教諭・保育教諭・看護師]</p> <p>②「きょうだい別園」…きょうだいが別保育園に入園しているため。</p> <p>③「市外園」…市外の園に通っているが市内の園を希望するため。※締切日において市内に住民票がある方</p> <p>④「遠距離」…自宅や就労先から保育園が遠距離のため。</p> <p>⑤「保育時間延長」…保育時間の延長が必要なため。</p> <p>⑥その他</p>

※4月1次は、①②③のみ。④～⑥は、4月2次からの選考対象となります。

### 【休園を希望する場合】（※休園とは、在籍しながら長期で欠席をすることです。）】

入園後に休園が可能な期間は、お子様の体調不良や保護者の都合等の場合は最長1か月、里帰り出産の場合は最長2か月となります。『休園届』を保育課またはお通りの保育施設に提出してください。やむを得ない事情により休園期間の延長が必要となる場合は、保育課へご相談ください。入院等で延長が認められる場合、必要書類（診断書等）の提出が必要となることがあります。なお、休園期間の利用者負担額は、1日も登園しない場合であっても、当該月1日在籍している場合には、全額発生します。

## 現況届の提出

子ども・子育て支援新制度において、保育施設を利用している方を対象に、保育の認定基準を満たしているかどうか（保育の必要性が継続しているか）を確認するために、年に1度、現況届の提出により現況確認を行います。施設の継続利用のため書類は期限までに提出するようお願いいたします。書類の提出がない場合、及び、入園要件に該当しないと判断された場合は、年度途中でも施設の利用ができなくなります（退園）のでご留意ください。

### 【注意事項】

#### ●就労について

- ・常時（月48時間以上(1日4時間以上かつ月12日以上)）保育が必要な状態であり、月の収入を就労日数及び就労時間で割り返した額が、茨城県の最低賃金相当であること。
- ・就労期間が年間（在園期間）の6か月（半分）を超えていること。（就労と求職を繰り返し、就労より求職期間が長い場合は保育の必要性がないと判断される場合があります。）

#### ●育児休業中について

- ・親族経営の会社等で育児休業を取得している場合は、原則『育児休業受給資格確認通知書』または、『育児休業給付金支給決定通知書』のコピー、または就業規則の育児休業に関する部分のコピーのいずれかの提出が必要です。

## 認定変更等の届け出

認定後、次の場合は、必ず保育課、または利用中の保育施設に届け出をしてください。なお、正当な理由なく変更の申請を行わない場合は、認定の取消しを行うことがあります（退園）ので、ご注意ください。

- 退職・就職・転職したとき
- 就労先・就労日数・就労時間等に変更があったとき
- 育児休業・育児休暇を取得・終了するとき
- 離婚・結婚したとき
- 妊娠したとき
- 離婚調停を開始したとき・不成立となったとき
- 市外へ転出するとき
- 祖父母や事実上の配偶者※との同居の開始・解消等、世帯の状況に変更が生じたとき
- 生活保護の適用・解除を受けたとき
- 1か月を超える長期欠席となるとき(理由によっては退園になる場合があります)
- その他、認定の事由に該当しなくなったとき

### ※事実上の配偶者

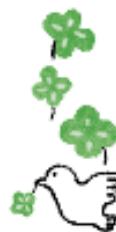
…「住民票上同一住所地にいるパートナー」、または「住民票上同一住所地にいなくとも実際に同居しているか、それに準ずる定期的な訪問と生計の補助があるパートナー」のこと。



## 広域入所について

### 『広域入所』とは

居住地以外の市区町村にある認可保育施設に入所を希望する者に対して、  
市区町村間で受委託を行うことで、希望する保育施設への入所が可能となる制度のことです。  
※双方の市区町村が広域入所の取り扱いをしていることが必須条件です。



### 広域入所の手続き

#### 1. 牛久市に転入予定の方（転入予定者）

**転入予定者**とは、入園希望月の前月末日までに牛久市へ住民票を異動し、申込み時に「④転入先がわかる書類」が添付できる方のことです。

①**申込先** 牛久市役所保育課（本庁舎 1階）

##### ②申込締切日

- 入園希望月の前月 5 日（土日祝の場合は直前の平日）が申込締切日です。
- 郵送の場合は、簡易書留・レターパック等の追跡可能な郵便で送付してください。
- 郵送によるお手続きの場合は、郵便が牛久市役所保育課入園担当へ到着した日を申請日として取扱います。  
(消印有効ではございません。)
- 4月入園のお申込みは、別に期日が設定されますのでご確認ください。  
(P3「保育施設の入園申込みについて」参照。)

##### ③申込書類

牛久市様式で提出してください。各様式につきましては牛久市ホームページよりダウンロード可能です。郵送のサービスは行っておりません。P5~6「申込みに必要な書類」参照。

※牛久市内各施設の受入見込人数は牛久市ホームページで確認できます。

##### ④転入先がわかる書類

以下、ⒶⒷⒸ全ての書類提出により、転入予定が確認できる場合は、牛久市民とみなして審査します。

Ⓐ「転入誓約書」（牛久市様式）

Ⓑ「転入先住所、契約者、引渡し日（入居開始日）※すべてがわかる書類」(1)～(3)のいずれか

（1）不動産売買契約書等

（2）賃貸借契約書等の写し

（3）市内在住者との同居の場合は、「同居予定申立書」（牛久市様式）

※引渡し日（入居開始日）は、入園希望月の前月末日までの日にちであること。

Ⓒ「広域入所確認シート」（牛久市様式）

※入園希望月の前月末日までに、牛久市に転入手続きを完了させてください。（転入手続きを完了していない場合は、入園取り消しとなりますのでご注意ください。）

※郵送での申込みの場合は、不備書類のチェック、追加書類提出依頼の可能性があることを想定し、申込締切日より余裕をもってお申込みください。**締切日までに提出がなかった場合、選考・利用調整において不利になることがあります**。また、郵便事故等の責任はこちらでは一切負いませんことをご了承願います。

＜宛先＞ 〒300-1292 茨城県牛久市中央 3-15-1 牛久市保健福祉部こども局保育課 入園担当 宛

## 2. 市外から牛久市の保育園への申込み（牛久市に転入せず市外から通う方）

### ①申込先

お住まいの市区町村の保育所担当窓口

### ②必要書類

- お住まいの市区町村の申込様式一式
- 広域入所確認シート（牛久市ホームページからダウンロード可能）

### ③注意事項

- 0、1歳児の受入れは行っておりません（市内の認可保育施設に勤務する保育士・保育教諭・幼稚園教諭・看護師の子どもは除く）。
- 单年度ごとのご利用(契約)となります。翌年度も入園を希望する場合は、選考となりますので再度申込みをしてください。
- 牛久市在住の方を優先して選考を行うことをご承知の上お申込みください。
- 希望施設に受入人数が残っている場合でも、入園できるとは限りません。
- 4月入園を希望する場合は、4月（2次）の審査となります。

## 3. 市外の保育園への申込み（牛久市から転出する方）

### ①申込先

転出先市区町村の保育所担当課

### ②必要書類

転出先市区町村に事前にご確認ください。

### ③注意事項

牛久市役所保育課では受付を行っておりません。



## 4. 市外の保育園への申込み（転出せず牛久市から通う方）

### ①申込先

牛久市役所保育課窓口（本庁舎1階）

### ②必要書類

牛久市の申込書類及び保育園所在地市区町村での必要書類

### ③注意事項

- 必要書類、締切日及び受入可能年齢を申込み先に必ず確認し、希望先の市区町村が定める締切日の10日前にはお申込みください。速達・FAXでの対応はいたしかねますので余裕をもってお申込みください。
- 他市区町村の保育施設の利用は、単年度ごとの利用(契約)です。翌年度も継続して利用できるとは限りません。（希望する市区町村が受け入れできない状況であれば、継続利用はできません。）

## 一時預かり保育

一時預かり保育のご利用については、直接各施設にお問い合わせください。予約状況や職員配置状況などにより、利用できない場合があります。

### ●このような方が利用できます。

- ・保護者の就労形態により、毎日でなくとも週に何回か利用したいとき
- ・家族の病気や出産など、緊急または一時的に家庭内保育が困難になったとき
- ・子育てに少し疲れたのでリフレッシュしたいとき

### ●利用料

各施設に直接お問い合わせください。

### ●内容

区分	保育園	対象年齢	曜日・時間	利用上限	お問い合わせ先	無償化対象
私立	ふたばランド保育園	満1歳～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	873-5528	●
	つつじが丘 ふたばランド保育園	満1歳～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	871-6928	
	牛久ひかり保育園	1歳児～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	828-8105	●
	牛久ふれあい保育園	1歳児～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	873-9560	●
	ひたち野うしく保育園 つくしんぼ	1歳児～就学前	月～金・8:30～17:00	週3日まで (要相談)	886-9773	
	牛久みらい保育園	満1歳～就学前	月～金・8:30～17:30	週3日まで (要相談)	874-3993	●
	奥野さくらふれあい保育園	1歳児～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	875-0056	●
	牛久めぐみ保育園	0歳児～就学前	月～金・8:30～17:00	リフレッシュ 4時間/1日 その他の理由 制限なし	893-2616	●
	牛久さくら保育園	満1歳～就学前	月～金・8:30～17:00	制限なし	869-9557	●
公立	上町ふれあい保育園	1歳児～就学前	月～金・8:00～18:00	制限なし	872-0358	●
	下根保育園*	満1歳～就学前	月～金・8:30～17:00	週3日まで	830-7751	●
公立	栄町保育園	満1歳～就学前	月～金・8:30～17:00	週3日まで	873-3072	●

\*下根保育園…令和8年度「長寿命化改修工事」状況により、一時預かりの利用をお断りする可能性があります。

- 以下に該当する方が、無償化対象施設一時預かり保育を利用する場合、利用料が無償化となります（上限額あり）。
  - ・教育・保育給付認定を受けていて認可保育園に入園していない児童（3歳以上児・0～2歳児住民税非課税世帯）
  - ・施設等利用給付認定を受けている児童
- 幼稚園の預かり保育を利用している方は、一時預かり保育を利用して無償化の対象外となりますのでご注意ください。



## よくある質問 FAQ

Q1 認定の有効期間は何年ですか。有効期間の途中で認定事由に該当しなくなった場合はどうなりますか。

A 保育認定の有効期間は、3年間（2号認定は小学校就学前まで、3号認定は満3歳の誕生日の前々日まで）です。なお、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合は、その時点まで取り消しとなります。ただし求職活動が事由の場合は、原則90日が有効期間となります。また、保育施設を利用している方を対象に、保育の必要性が継続しているかを確認するために、年に1度、現況届の提出により現況確認を行います。

Q2 3号認定の子どもが満3歳になった場合、何か手続きは必要ですか。また利用者負担額(保育料)はどうなりますか。

A 認可保育施設を利用中の方は、満3歳になり3号認定から2号認定になる際に、市が認定の変更を行いますので、保護者が改めて保育の必要性の認定の申請をする必要はありません。また、3歳になった年度中の利用者負担額（保育料）は、3号の利用者負担額（保育料）のままとなり、翌年度4月から無償となります。

企業主導型保育施設を利用中の方は、保育を必要とする証明書を持参のうえ、窓口にて手続きを行ってください。

Q3 市内の保育施設をいくつ希望するかで選考に影響しますか。

A 希望の保育施設以外は、利用の意思がないものとみなして選考しますので、利用可能な保育施設をできる限り希望してください。ただし、内定施設を辞退し、再度入園の申込みを希望する場合は、年度内は減点対象となり、施設入園申込書の再提出が必要です。選考全体にも影響が及ぶこともありますので、安易な辞退はおやめください。

Q4 申請の結果、内定通知が届きましたが、辞退して育休延長したいです。保留通知はもらえますか。

A 保留通知は、選考の結果、保留となった初回のみ発行いたします。内定辞退および申込取下をされたその月については発行できません。また、年度内に再申請を行うと、前回辞退による減点対象となります。選考の結果、再度保留となった場合、保留通知の発行は可能ですが、前回入園を辞退された旨が記載されます。

Q5 育児休業給付金の手続きについて教えてください。

A 育児休業給付金の手続きについては、就労先の担当者（またはハローワーク）に直接お問い合わせください。保育課ではお答えできません。**保育課に提出された書類は返却できませんので、書類の写しが必要となる方は、提出前に必ずご準備ください。**

Q6 空きのない施設を申し込みすることはできますか。

A 可能です。牛久市ホームページや窓口で公開している受入見込人数は、あくまでも公開日時点での暫定の情報です。急な退園者、選考の際の異動、保育施設の保育士配置状況等により、実際の受入数に増減が発生する可能性があります。また、締切日までは、希望保育施設の変更も可能です。

Q7 求職活動できようだい2人の申込みをしましたが、上の子だけ利用先が決定しました。下の子の利用先が決定するまで、仕事を始めなくても上の子は利用ができますか。

A どちらか1人だけ利用先が決定した場合でも、その認定期間に就労を開始していただきます。就労しない場合は退園となりますので、ご注意ください。

Q8 申込み時点では就労中ですが、今後、退職または転職を考えています。どのような扱いになりますか。

A 既に退職が決定している場合は、求職活動でお申込みください。認定期間内（90日以内）に基準以上の就労を開始する必要があります。また、既に転職が決定している場合は、転職後の就労証明書をご用意し、ご提出ください。申込時と入園時における状況が相違している場合は内定取消となりますのでご注意ください。

## ご相談窓口

相談内容	お問い合わせ先	担当
<u>妊娠中～就学前のお子さまの成長や発達に関する相談</u> ・体重が増えているか心配 ・夜泣きがひどい ・偏食があり困っている ・指しゃぶりをやめさせたい ・コップやストローを使えるようにしたい ・お友だちと遊べない 等	母子保健担当 TEL 029-870-5657(直通) 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15	こどもの未来応援センター （保健センター内）
<u>妊娠中～18歳未満のお子さまのいるご家庭に関する相談</u> ・子育て支援サービスを知りたい ・子育てがつらい ・身近に助けてくれる人がいない ・近所に心配な親子がいる 等	児童福祉担当 TEL 029-871-5070(直通) TEL 029-873-2111(代表) 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15	
<u>ひとり親家庭や子育て広場などの子育て支援サービスに関する相談</u> ・ひとり親家庭が受けられるサービスを知りたい ・児童手当について聞きたい ・子育て広場に関する事 等	TEL 029-873-2111(代表) 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15	こども家庭課 （保健センター内）
<u>お子さまの発達や障がいに関する悩み</u> ・ことばの発達が遅い ・落ち着きがない ・集団にうまく入れない ・からだに障がいがある ・コミュニケーションがうまくとれない 等	『牛久市こども発達支援センターのぞみ園』 住所 牛久市柏田町 3047-19 TEL 029-870-4320 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15	牛久市 社会福祉協議会
<u>保育施設・私立幼稚園に関する相談</u> ・保育施設の申し込みについて聞きたい ・保育施設等における不適切保育（虐待等）について相談したい 等	TEL 029-873-2111(代表) 月曜～金曜（祝日・年末年始を除く）8:30～17:15	保育課

